

◆受講資格および提出書類 〈工作物石綿事前調査者講習〉

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて工作物あるいは石綿含有資材調査に関する実務経験年が必要となります。

下記表の条件を満たしていない場合は受講できません。

受講区分		受講条件	実務経験	(3) 提出証明書	
				申込時(全て必要)	講習当日
A	石綿 作業主任者 資格保有	石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号)を修了した者(実務経験年数不問)		修了証の写し (表裏両面)	原本持参
B	特定化学物質作業 主任者資格保有※ + 実務経験	特定化学物質等作業主任者技能講習(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規程する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号)を修了した者	工作物石綿事前調査 に関する 実務経験 年数 * 5年以上	①修了証の写し (表裏両面) ②実務経験証明	原本持参
C	学歴 + 実務経験	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規●の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 2年以上	①卒業証明書(原本) ②履修科目証明書 (原本) ③実務経験証明	/
D		学校教育法による短期大学(就業年限が3年であるものに限る、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程●又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者 (専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 3年以上		
E		「D」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程●又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 4年以上		
F		学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程●又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 7年以上		
G	実務経験のみ	「C~F」に該当しない者(学歴不問)	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 11年以上	実務経験証明	
H	関係行政出身 + 実務経験 Iは、同等以上の 知識及び経験を 有する者	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数 * 2年以上	①辞令の写し ②実務経験証明	/
I		第1種作業環境測定士または第2種作業環境測定士	実務経験 * 5年以上	①登録証(表裏両面) または、修了証の 写し ②実務経験証明	原本持参
J		産業安全専門官もしくは労働衛生専門官又は産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(労働安全衛生法第九十三条第1項)		①証票または辞令 の写し ②実務経験証明	/
K		労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数 2年以上	①辞令の写し ②実務経験証明	/

※ Bの「特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者」とは、2006年(平成18年)3月31日までに修了した方になります。

2006年(平成18年)4月1日以降に修了した「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」は該当しません。

* 実務経験のうち、「工作物に関して」の「実務経験」には、工作物の解体工事または改修工事の実務に関する経験が含まれます。

● 工学に関する正規の課程(例：機械工学、電子工学、システム工学、土木建築工学、応用工学など)